

JMRC中部ラリー専門部会 インフォメーション3

文書番号 9-3 発行日時 2026.2.6 1100
発行者 JMRC中部ラリー専門部会事務局
発行宛 JMRC中部ラリー関係者・参加者

件名 2026年JMRC中部諸規則改定の説明

2026年JMRC中部ラリーシリーズ共通規則書とシリーズ戦規定、JMRC中部互助会規定の主な変更点について説明します。不明な点などはJMRC中部ラリー専門部会までご照会ください。

2026年JMRC中部ラリーシリーズ共通規則書

第16条 参加車両 6と7の※について

安全上の問題としても、中部の全主催者の意見として「ただし、この規定にかかわらず、カタログ記載サイズを下回る場合にはカタログサイズを上限とする」との変更を提案しましたが、最終の打ち合わせを行った部会担当者的本提案に対する主旨の理解と説明が不十分で、このような表記となっています。今後の合同会議で主旨にそって文言変更を再提案の予定です。

2026年JMRC中部ラリーシリーズ戦規定

第5条 3および12

ポイント対象者は、JMRC中部承認クラブを含む、中部登録クラブのクラブ員です。
また、ポイントの有効性判定は規則の通りで、期日までにJMRC中部所属のクラブ員となっている事が確認できればポイントを獲得できます。

JMRC中部モータースポーツ互助会規約

第4条

ドライバー、コドライバーどちらが運転中であっても適用になる、という意味です。

第5条

(削除部分について) コドライバー運転中の事故の場合、請求時にその旨申告が必要です。
※コドライバーの変更は後日公式通知で必ず確認ができるので申告不要としました。

第7条

国内の全てのラリーで使用可能ですが、主催者によりこの互助会の補償内容で了解頂けるか特別規則書等で確認し、不明の場合は主催者に確認する事。
(主催者やイベントによっては中部互助会での出場を認められない場合もあります。)

第9条

コドライバーも対象となった事で5000円から8000円になったと聞きましたが、リスク変更がないので本来5000円に戻すべきと考えましたが、最近の状況を見てこの規定を新設しました。
仲間や主催者に借りた消火器を弁償する際給付となりますので、消火活動に躊躇しないください。

第11条

この互助会は全国でも屈指の補償内容です。故に、この互助会使用を目的とした、中部クラブ員の名義貸しなどは絶対にあってはけません。JMRC中部クラブへの所属について疑義がある場合(直前加入やクラブ員名簿への未登録など)支払い拒否もあり得ます。
適正な加入を厳守してください。